

# いじめ防止基本方針

熊谷市立星宮小学校

## 1 はじめに

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法 13条」の規定に基づいて、いじめ防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定した。

### (2) 基本理念

いじめ防止の対策は、いじめがすべての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめ防止の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについても、児童が十分に理解できるように行うことが重要である。

### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。(インターネットを通じて行われるものも含む)

一定の人間関係とは、同じ学校・学級やスポーツ少年団、塾など、児童等が関わっている仲間や集団などの関係をいう。また、行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童の立場に立って考える。

## 2 いじめの未然防止のための取組

「いじめは絶対に許さない」という雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに他人の大切さを認める」態度を育てることで、いじめの撲滅を図る。また、児童会で「いじめ撲滅宣言」【別紙1】をつくり、児童自らいじめをなくす意思を明確にさせる。

### (1) 児童に対して

○児童が自己有用感を高め、自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。

○一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を心がけ、確かな学力の定着を図っていく中で、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。

○「いじめ撲滅宣言」を通して、普段からいじめを絶対に許さない態度を育てる。

○いじめを見て見ぬふりをするをせず、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の大人に知らせたりする行動の大切さを分からせる。

### (2) 教職員に対して

○「いじめは絶対に許さない」との信念をもっていることを、様々な場面で児童に示す。

○児童一人一人が自己実現を図れるように、児童主体の学級経営に努める。

○児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○読書活動、言語活動等を通して、ことばを尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設ける。

○定義・訴えに基づくいじめの内容や指導上の留意点について、教職員全体で共通理解を図り、未然防止に取り組む。

(3) 保護者・地域に対して

○児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。

○いじめに問題に関する情報を、学校だより、学校HP、PTA役員会、保護者会等で発信する。

### 3 いじめ早期発見への取組

学校・家庭・地域が、全力で実態把握に努め、全教職員が以下の取組を実践する。

(1) 「いじめはどの児童にもどの学級にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、いじめを早期発見するため、児童に対する月1回の学校生活アンケート【別紙2】を実施する。アンケートに「いじめ」または「いじめが疑われる」記載があった場合は、速やかに管理職に報告し、指示を受ける。また、適宜、個別面談等を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、児童との信頼関係を深める。

(2) いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細なサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いをもつなどして、早い時期からの確に関わり、早期発見、対応、措置につなげる。

(3) 日頃の休み時間や放課後等の児童との関わりにより、児童の声に耳を傾け、「何でも話せる」雰囲気づくりに努める。

(4) より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや自治会、市教育委員会等との連携を密にし、学校評議員会、健全育成会星宮支部等を通して学校、家庭、地域が組織的な連携・協働が図れるように努める。

### 4 いじめの早期解決への取組

全教職員が一致団結して問題の早期解決のために、「いじめ緊急対策マニュアル」【別紙3】に沿って、以下の取組を実施する。

(1) いじめ問題対策委員会

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけ抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会で対応を協議し、的確かつ具体的な役割分担をして、いじめの早期解決にあたる。

(2) 被害児童およびその保護者への支援

被害児童を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教員で見守りを行い、児童の安全と学習環境を確保する。また、被害児童の保護者に学校の対応を伝えるとともに児童及び保護者のケアを行う。

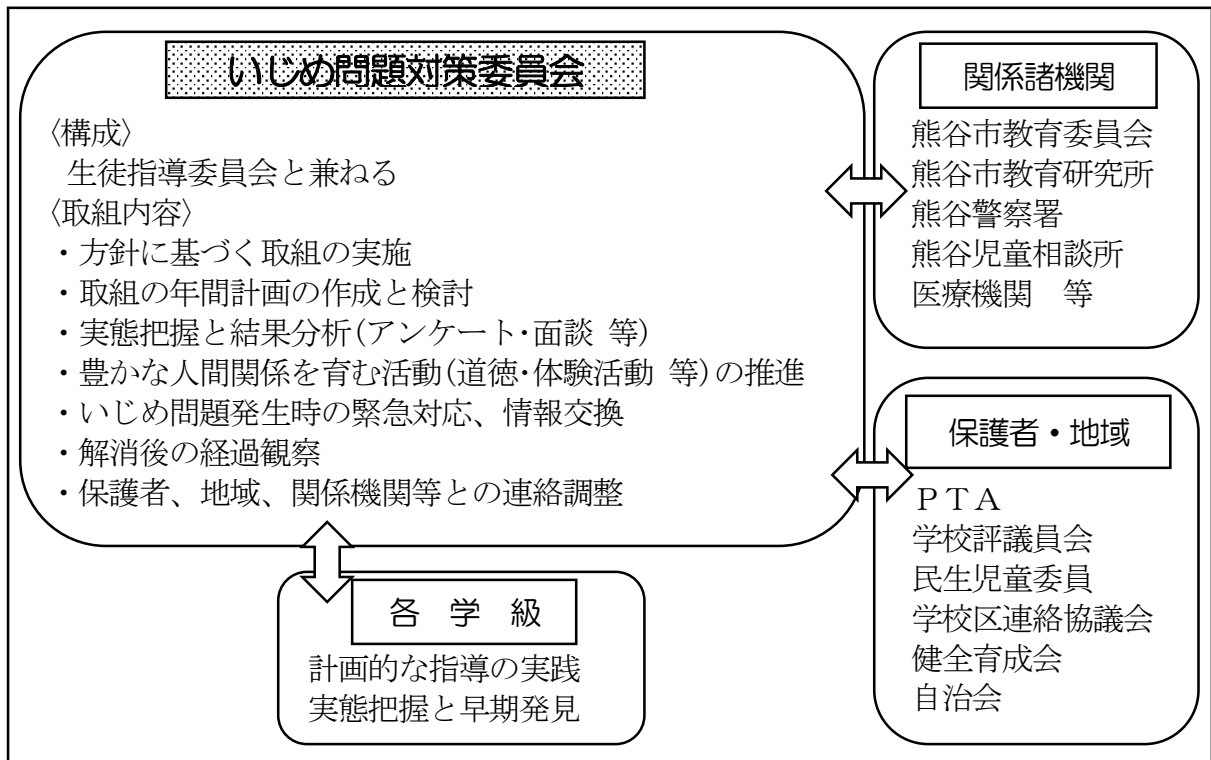
(3) 加害児童およびその保護者への指導・助言

いじめは生命や身体を脅かす行為であることを理解させ、「いじめは絶対に許されない」ということを伝える。また、加害児童の保護者の理解を得て、連携して対応を行えるよう継続的な助言を行う。さらに、必要に応じて、関係諸機関の協力を得て、いじめ行為をやめさせ、再発防止に努める。

(4) 周りの児童への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級および学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。そのため、はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定することを理解させるとともに、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

## 5 いじめ問題に向けての校内組織



## 6 「重大事態」への対処

(1) いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 「重大事態」の解釈と対応

「重大事態」である「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 年間30日以上欠席などの状況に至った場合

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、熊谷市教育委員会等への報告及び校内調査等の対応を速やかに行う。また、学校及び教育委員会は、その結果を「熊谷市情報公開条例」や「情報公開に関する条例」に基づき、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供する。

## 7 年間計画

月	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	諸機関との連携		
4	問題発生時・緊急いじめ対策委員会実施	道徳教育・読書活動等により豊かな心を育てる	児童観察やチャンス相談等による実態把握	○いじめ対策委員会① ・指導方針・年間計画等作成 ・実態調査・把握	○学校生活アンケート ○学級懇談会 ○PTA総会	
5				○JRC登録式 ○なかよしランチ ○6年生読み聞かせ ○全校ウォークラリー	○学校生活アンケート ○教育相談日	○授業参観 ○学級懇談会 ○PTA総会  ○家庭訪問
6				○全校ジャガイモ掘り ○1・2年生読み聞かせ	○学校生活アンケート	○教育委員会生徒指導学校訪問
7				○なかよしランチ	○学校生活アンケート	○学校評議員会 ○授業参観 ○学級懇談会 ○PTA理事会 ○各種団体長連絡協議会
8						
9				○なかよしランチ	○学校生活アンケート	○PTA理事会 ○星宮地区大運動会
10				○1～3年生読み聞かせ	○学校生活アンケート	○教育委員会生徒指導学校訪問
11				○4～6年生読み聞かせ ○持久走大会	○学校生活アンケート	○学校公開
12				○なかよしランチ	○学校生活アンケート ○個別面談	○学校評議員会 ○授業参観 ○学級懇談会 ○PTA理事会
1				○なかよしランチ ○4～6年生読み聞かせ	○学校生活アンケート	
2					○学校生活アンケート	○学校評議員会 ○授業参観 ○学級懇談会 ○PTA理事会
3				○なかよしランチ	○学校生活アンケート	○PTA新旧理事会